

余市町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条及び就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和31年法律第40号)の規定に基づき、経済的理由によって就学困難な児童生徒又は入学予定者の保護者の負担を軽減するために、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費(以下「就学援助費」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 就学援助を受けることができる者は、町内に住所を有し、かつ、町内の小中学校に通学する児童生徒又は入学予定者(法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)の保護者のうち、余市町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が要保護及び準要保護として認定した者とする。

2 区域外就学に係る児童生徒の保護者であって就学援助を受けることができる者は、町内に住所を有し、かつ、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第9条の承諾を得て他の市町村の設置する小中学校に児童生徒を就学させている者で、当該市町村から就学援助費の全部又は一部を受給していない者とする。

3 前2項に規定する場合を除くほか教育長が特に認める場合には支給対象者とすることができる。

(支給対象費目)

第3条 就学援助費目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)
- (2) 通学用品費(小学校1年生及び中学校1年生を除く。)
- (3) 校外活動費(宿泊を伴うもの)
- (4) 新入学児童生徒学用品費
- (5) 学校給食費
- (6) 体育実技用具費(小学校1年生、4年生及び中学校1年生のスキー用具に限る。)
- (7) 修学旅行費

(8) 医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条第5号に規定する齲歯の場合に限る。）

(9) 日本スポーツ振興センター共済掛金

2 前条に該当する保護者で、生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条に規定する教育扶助を受けている者は、前項第1号から第6号までに掲げる就学援助を受けることができない。

(支給経費の額の算定)

第4条 前条の対象経費の額は、国が定める基準により町の予算の範囲内で、毎年度、教育長が定めるものとする。

(認定基準)

第5条 第2条の規定により教育委員会が要保護及び準要保護として認定する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

(2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者で、前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた者

ア 生活保護法第26条に基づく保護の停止又は廃止

イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項の規定に基づく市町村民税の非課税

ウ 地方税法第323条の規定に基づく市町村民税の減免

エ 地方税法第72条の62の規定に基づく個人事業税の減免

オ 地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免

カ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条の規定に基づく国民年金保険料の減免

キ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条の規定に基づく保険料の減免若しくは徴収の猶予又は地方税法第717条に基づく国民健康保険税の減免

ク 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給

ケ 社会福祉法人北海道社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付

(3) 前2号に掲げる以外の者で、前年収入が平成25年8

月の生活保護基準の見直し前の生活保護基準額（年額）の1.1倍以下の者

(4) 前各号に掲げるもののほか、特に教育長が必要と認める者

(重複支給の禁止)

第6条 就学援助費は、特別支援教育就学奨励費と重複して支給しない。

(申請書の提出)

第7条 就学援助費の支給を受けようとする保護者は、教育長が別に定める日までに、就学援助費申請書（兼世帯票）（第1号様式。以下「申請書」という。）児童生徒の通学する小中学校長（以下「学校長」という。）に提出しなければならない。

2 学校長は、受理した申請書を取りまとめのうえ、意見を付して教育委員会に提出する。

3 就学援助のうち、第3条第4号に規定する新入学児童生徒学用品費の支給を当該児童生徒が入学する前年度に受けようとする入学予定者の保護者は、就学援助費申請書兼世帯票（新入学児童生徒学用品費）（第1-1号様式）に必要書類を添え教育委員会に提出しなければならない。この場合において、当該申請により入学前に新入学児童生徒学用品費の支給した場合は、当該児童生徒が入学する年度において、新入学児童生徒学用品費の支給は行わないものとする。

(認定及び通知)

第8条 教育委員会は、前条第1項及び第3項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、就学援助費の認定の可否を決定しなければならない。

2 教育委員会は、前項の可否を決定したときは、要保護及び準要保護児童生徒認定（否認定・認定取消し）通知書（第2号様式）又は新入学学用品費の支給に係る認定（否認定・認定取消し）通知書（第2-1号様式）により、保護者に通知するものとする。

(認定の取消)

第9条 教育委員会は、保護者が第5条に定める基準に該当しなくなったときは、認定を取消し、要保護及び準要保護児童生徒認定（否認定・認定取消し）通知書（第2号様式）又は新入学

学用品費の支給に係る認定（否認定・認定取消し）通知書（第2－1号様式）により保護者に通知するものとする。

（支給方法）

第10条 教育委員会は、学校給食費、体育実技用具費、修学旅行費、医療費及び日本スポーツ振興センター共済掛金を除く対象経費の支給については、原則として口座振替の方法によって行うものとする。

2 学校給食費及び体育実技用具費、修学旅行費は、認定者の委任を受けた学校長を通じて支給する。

3 医療費の支給は、希望者に学校長を經由して医療券を交付し、受診した医療機関の請求に基づき、当該医療機関に口座振替の方法によって行うものとする。

4 日本スポーツ振興センター共済掛金については、5月1日現在の認定者に対して援助を行う。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成26年4月1日教育長決定）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の規定は、平成30年4月1日以後に行う要保護及び準要保護認定から適用し、同日前に認定を受けた支給対象者については、通学する学校を卒業するまでの間、なお従前の例による。